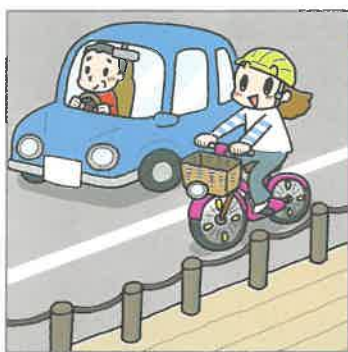


自転車は、車道が原則、歩道は例外



車道は左側を通行



歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

# 自転車はくるまの仲間です。

交通ルールを守りましょう

**傘さし運転**  
 道路交通法 第71条第6号  
 大阪府道路交通規則 第13条第2号  
 罰則 5万円以下の罰金

**飲酒運転**  
 道路交通法 第65条第1項  
 罰則 (酒酔い運転)5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

**安全ルールを守る**

**二人乗り**  
 道路交通法 第57条第2項  
 大阪府道路交通規則 第11条  
 罰則 2万円以下の罰金又は料料

**並進**  
 道路交通法 第19条  
 罰則 2万円以下の罰金又は料料

**無灯火**  
 道路交通法 第52条第1項  
 大阪府道路交通規則 第10条第1号  
 罰則 5万円以下の罰金

**携帯電話**  
 道路交通法 第71条第6号  
 大阪府道路交通規則 第13条第3号  
 罰則 5万円以下の罰金

**歩行者の通行妨害**  
 道路交通法 第63条の4第2項  
 罰則 2万円以下の罰金又は料料

**遮断踏切立入り**  
 道路交通法 第33条第2項  
 罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

**ヘッドホン(大音量)**  
※音量に関わらず、安全運転の義務に違反する可能性があります  
 道路交通法 第71条第6号  
 大阪府道路交通規則 第13条第5号  
 罰則 5万円以下の罰金

## 交差点での信号遵守

歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示板が

	ある場合		ない場合	
	車両用信号機	歩行者用信号機	車両用信号機	歩行者用信号機
原則				
やむをえず横断歩道を利用する場合		★	★	★

★従うべき信号機

※歩行者がいる場合は、自転車を押して歩くようにしましょう。

## 一時停止・安全確認

### 指定場所における一時停止

道路交通法 第43条  
 罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止の標識がある交差点では、停止線手前(停止線がないときは交差点の直前)で一時停止しなければなりません。

一時停止後は、安全確認をしてから通行しましょう。





## 自転車利用に関連する主な道路標識の種類と意味

 <p><b>一時停止</b> 自転車は停止線手前（停止線がないときは交差点の直前）で一時停止しなければなりません。</p>	 <p><b>徐行</b> 自転車はすぐに止まれる速さで通行しなければなりません。</p>	 <p><b>自転車通行止め</b> 自転車は通行禁止です。</p>	 <p><b>通行止め</b> 歩行者、車、自転車は通行禁止です。</p>	 <p><b>車両通行止め</b> 車や自転車は通行禁止です。</p>	
 <p><b>軽車両通行止め</b> 自転車を含む軽車両は通行禁止です。</p>	 <p><b>車両進入禁止</b> 車や自転車はここから入ってはいけません。</p>	 <p><b>一方通行</b> 車や自転車は矢印の示す方向の通行ができます。</p>	 <p><b>歩行者専用</b> 歩行者だけが通行でき、自転車は通行禁止です。</p>	 <p><b>自転車及び歩行者専用</b> 自転車と歩行者だけが通行できます。</p>	 <p><b>自転車専用</b> 自転車だけが通行できます。</p>

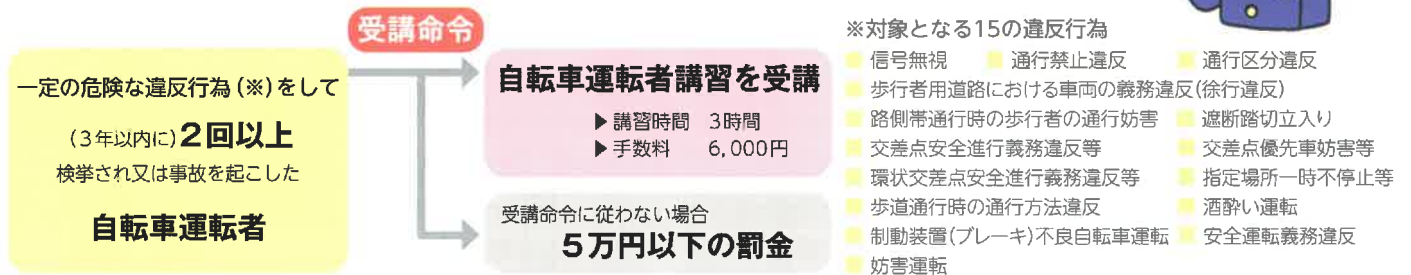
※「自転車を除く」という補助標識がついていれば除外されます。



## 「自転車運転者講習制度」とは？

道路交通法により、自転車の運転に関して、信号無視などの危険なルール違反を繰り返すと、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられる制度です。

14歳から



## 命を守るヘルメットを着用しましょう

子どもは、成人に比べて、体に対して頭が大きく、転倒時に頭部を打つことが多くなります。また、高齢者については、自転車事故により頭部を損傷することで、亡くなられる場合が多くなっています。

このため、**道路交通法では 13歳未満の子ども、**  
**大阪府自転車条例では 65歳以上の高齢者に対し、**



**ヘルメット着用**  
を求めています。



※交通事故発生時の被害軽減を図るため、上記以外の年齢の方もヘルメットを着用するようにしましょう。